

- 福島県森林総合研究所旧公団事業負担金徴収条例の一部を改正する条例 六
- 福島県土地改良法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 六
- 福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例 七
- 福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 七
- 福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例 二
- 福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例 二
- 福島県都市公園条例の一部を改正する条例 二
- 福島県農住組合法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例 二
- 福島県土地地区画整理法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例 二
- 福島県都市再開発法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例 二
- 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 二
- 福島県宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例 三
- 福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 三
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 三

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例、福島県出先機関設置条例の一部を改正する条例、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例、Jヴィレッジ全天候型練習場条例、福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例、福島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例、福島県浄化槽法施行条例の一部を改正する条例、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例の一部を改正する条例、福島県国民健康保険条例、民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例、福島県栄養士法施行条例の一部を改正する条例、福島県原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県医療法施行条例の一部を改正する条例、福島県死体解剖保存法施行条例の一部を改正する条例、福島県診療放射線技師法施行条例の一部を改正する条例、福島県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、

福島県医師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県歯科医師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県歯科衛生士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県理学療法士及び作業療法士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県視能訓練士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県保健師助産師看護師法施行条例の一部を改正する条例、犬による危害の防止に関する条例の一部を改正する条例、福島県魚介類行商取締条例の一部を改正する条例、福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県調理師法施行条例の一部を改正する条例、福島県美容師法施行条例の一部を改正する条例、福島県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例、福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県調理師法施行条例の一部を改正する条例、福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例、福島県温泉法施行条例の一部を改正する条例、福島県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例、福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県母子及び父子並びに寡婦福祉法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県通訳案内士登録申請等手数料条例の一部を改正する条例、福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県森林総合研究所旧公団事業負担金徴収条例の一部を改正する条例、福島県土地改良法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例、福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例、福島県農住組合法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例、福島県土地地区画整理法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例、福島県都市再開発法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例第七十号
福島県税条例の一部を改正する条例
 昭和三十五年福島県条例第五十号の一部を次のように改正する。
 第三十六条中「第八条第六項又は第七項」を「第八条第十項又は第十一項」に改める。
 第四十条の三第十四項から第十六項までの規定中「二分の一」を「三分の一」に改め

る。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三十六条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 改正後の福島県条例第四十条の三第十四項から第十六項までの規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(税 務 課)

福島県条例第七十一号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五 地域経済牽引事業促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)以下「地域経済牽引事業促進法」という。(第四条第二項第一号に規定する促進区域をいう。

第六条の二の見出し中「集積区域」を「地域経済牽引事業促進区域」に改め、同条中「企業立地促進法第五条第五項」を「地域経済牽引事業促進法第四条第六項」に、「企業立地促進法第六条第一項」を「地域経済牽引事業促進法第五条第一項」に、「集積区域」を「地域経済牽引事業促進区域」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「企業立地促進法第十五条第二項に規定する承認企業立地計画に従って企業立地促進法第二十条に規定する特定事業」を「地域経済牽引事業促進法第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業」に、「うち総務省令で定める」を「うち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令(平成十九年総務省令第九十四号)以下この条において「省令」という。(第二条に規定する)に、「事業者(同条に規定する指定集積業種であつて総務省令で定めるものに属する事業を行う者に限る。)」を「地域経済牽引事業促進法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者」に改め、同条第一号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令(平成十九年総務省令第九十四号)次号において「省令」という。(第五条第一号)を「省令第三条第一号」に改め、同条第二号中「第五条第二号」を「第三条第二号」に改める。

第六条の三の次に次の一条を加える。

(家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税免除)

第六条の四 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当

該事業の用に供する家屋(当該事業の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税については、当該家屋の価格から福島県条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)以下「県税条例」という。(第四十条の三第十四項の規定により控除された金額に税率を乗じて得た額を免除するものとする。

2 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用に供されていないものに限る。)(の取得に対して課する不動産取得税については、当該家屋の価格から県税条例第四十条の三第十五項の規定により控除された金額に税率を乗じて得た額を免除するものとする。

3 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が五人以下であるものに限る。)(の用に供する家屋(当該事業の用に供されていないものに限る。)(の取得に対して課する不動産取得税については、当該家屋の価格から県税条例第四十条の三第十六項の規定により控除された金額に税率を乗じて得た額を免除するものとする。

第九条中「福島県条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)以下「県税条例」という。)」を「県税条例」に改める。

第十一条中、「第六条の二及び第六条の三」を「及び第六条の二から第六条の四まで」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例(以下「新条例」という。)(第二条第五号及び第六条の二の規定は、平成二十九年九月二十九日から適用する。

(経過措置)

第二条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十七号)附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により承認を受けた企業立地計画及び同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に従って設置した施設に係る家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税若しくは当該設置した施設の用に供する構築物のうち大規模償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第六条の二の規定の適用を受ける者に、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(前に課された、又は課されるべきであった不動産取得税又は固定資産税に係る新条例第十一条に規定する申請期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して六十日を経過した日とする。

3 新条例第六条の四の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

福島県条例第七十二号

福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

福島県産業廃棄物税条例（平成十七年福島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七号中「昭和二十五年政令第二百四十五号」の下に「。以下「施行令」という。」を加え、「に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする」を「の条例で指定する法定外目的税とし、その確定金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる」に改める。

第二十三条を第二十五条とし、第二十二條を第二十四條とし、第二十一條の次に次の二條を加える。

（施行令第六條の二十二の四第六號の法定外目的税）
第二十二條 産業廃棄物税は、施行令第六條の二十二の四第六號の條例で指定する法定外目的税とする。

（施行令第六條の二十二の九第四號の法定外目的税）
第二十三條 産業廃棄物税は、施行令第六條の二十二の九第四號の條例で指定する法定外目的税とする。

附則
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（税 務 課）

福島県条例第七十三号

福島県出先機関設置条例の一部を改正する条例

福島県出先機関設置条例（平成五年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項の表中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改める。
第五條第二項の表中「郡山市及びいわき市」を「福島市、郡山市及びいわき市の区域」に改める。

附則
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（行政経営課）

福島県条例第七十四号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第四號ア②中「養育する子」を「その養育する子」に改め、「第二條の第三號において」を「以下」に改め、「いう。」の下に「（第二條の四の規定に該当する

（税 務 課）

場合にあっては、二歳に達する日）」を加える。

第二條の三第二號中「この條」の下に「及び次條」を加える。
第二條の四を第二條の五とし、第二條の三の次に次の一條を加える。

（育児休業法第二條第一項の條例で定める場合）
第二條の四 育児休業法第二條第一項の條例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの條の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、

- 一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- 二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三條第七號中「こと」の下に「又は第二條の四の規定に該当すること」を加える。
附則
この条例は、公布の日から施行する。

（人 事 課）

福島県条例第七十五号

福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

福島県行政財産使用料条例（昭和三十九年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二土地の項中「1,250円」を「1,100円」に改める。

附則
1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
2 改正後の福島県行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

（財産管理課）

福島県条例第七十六号

Jヴィレッジ全天候型練習場条例

（設置）

第一條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條第一項の規定に基づき、新たな価値を持つトレーニング施設・交流拠点として県民の健康の増進及びス

スポーツ文化の発展を図り、もって本県の復興と地域振興に資するため、Jヴィレッジ全天候型練習場（以下「全天候型練習場」という。）を設置する。

（位置）

第二条 全天候型練習場は、双葉郡檜葉町山田岡字美シ森八番四十五に置く。

（業務）

第三条 全天候型練習場において行う業務は、次のとおりとする。

- 一 サッカーを中心としたスポーツ文化の振興に関すること。
- 二 全天候型練習場の利用に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（指定管理者による管理）

第四条 全天候型練習場の管理は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲等）

第五条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 全天候型練習場の維持管理に関すること。
- 三 全天候型練習場の使用の承認に関すること。
- 四 全天候型練習場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務に関すること。

第六条 指定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければならない。

第七條 指定管理者は、業務の遂行上知り得た個人情報（福島県個人情報保護条例（平成十六年福島県条例第七十一号）第二条第一号に規定する個人情報という。）その他の情報を適切に取り扱わなければならない。

（使用の禁止及び制限）

第六條 知事又は指定管理者は、全天候型練習場の損壊その他の理由によりその使用が危険であると認める場合、全天候型練習場に関する工事のためやむを得ないと認める場合その他全天候型練習場の管理のため必要があると認める場合には、区域を定めて、全天候型練習場の使用を禁止し、又は制限することができる。

（使用の承認）

第七條 全天候型練習場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認の申請に係る全天候型練習場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

- 一 全天候型練習場における秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

二 全天候型練習場の施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、その設置の目的に反するとき。

3 指定管理者は、第一項の承認に全天候型練習場の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（利用料金）

第八條 前条第一項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

（利用料金の免除）

第九條 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金不返還の原則）

第十條 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合において、使用者が全天候型練習場を使用することのできなくなった時間に係る分の利用料金を返還する。

一 全天候型練習場の維持管理又は公益上の必要によって承認を取り消したとき。

二 使用者がその責めに帰することのできない理由により、全天候型練習場を使用することができなくなったとき。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、使用することのできなくなった時間に係る分の利用料金が百円以下であるとき又は一件の承認に係る利用料金の額が百円以下であったものについては、返還しない。

（権利譲渡等の禁止）

第十一條 使用者は、全天候型練習場を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

（監督）

第十二條 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する使用者に対して、この条例の規定によってした承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、全天候型練習場を原状に回復し、又は全天候型練習場から退去することを命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反している者

二 この条例の規定による承認に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な行為によりこの条例の規定による承認を受けた者

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

- 一 全天候型練習場に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

- 二 全天候型練習場の保全又は全天候型練習場の利用に著しい支障が生じた場合
- 三 全天候型練習場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(遵守事項)

第十三条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 全天候型練習場の施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損しないこと。
- 二 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。
- 三 物品を販売し、又は頒布しないこと(指定管理者の許可を受けた場合を除く。)
- 四 募金、署名運動その他これらに類する行為をしないこと。
- 五 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、管理上指定管理者が指示する事項
(入場の規制等)

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する入場者に対し、入場を拒否し、又は退場若しくは退去を命ずることができる。

- 一 前条の規定に違反した者
- 二 場内の秩序を乱し、又はそのおそれのある者
(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、全天候型練習場の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第四条の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第八条関係)

一 基本額

施設の別	使用単位	金 額
全天候型練習場	一時間につき	一九、〇〇〇円

二 加算額

種 別	金 額
営利目的使用加算料	基本額の百分の百に相当する額

備考

1 加算額の種別の欄中「営利目的使用加算料」とあるのは、全天候型練習場を使

用する場合で、次のいずれかに該当するときに、基本額に加算される利用料金をいう。

- (1) 営利目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき。
 - (2) 商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。
- 2 使用時間又は使用期間に、使用単位に定める使用時間又は使用期間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間又は使用期間に切り上げて計算する。
- 3 日を異にして二日以上継続して使用する場合にあっては、展示物、器材等の保管のための使用に係る時間の利用料金は、徴収しない。
(エネルギー課)

福島県条例第七十七号

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成二十六年福島県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第四条関係)

執行機関	事務
知事	<ul style="list-style-type: none"> 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる肝炎の医療費助成に係る事務であつて規則で定めるもの 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直し支援金の支給に係る事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 一 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第二条第一項の規定により県が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき県が支弁する特別支援教育就学奨励費に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に係る事務であつて教育委員会規則で定めるもの

	執行機関	知事	教育委員会
<p>別表第二を次のように改める。 別表第二(第四条関係)</p> <p>二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに基づき知事等が支給する高等専門学校等就学支援金の支給に係る事務であつて教育委員会規則で定めるもの</p> <p>三 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第六条第一項の規定により知事が支給する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき知事が支給する高等専門学校等就学支援金に関する事務で主務省令で定めるものに基づき知事が支給する高等専門学校等就学支援金の支給に係る事務であつて教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>事務</p> <p>一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに基づき知事等が支給する高等専門学校等就学支援金の支給に係る事務であつて教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>特定個人情報</p> <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律第二條第一項の規定により県が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき県が支弁する特別支援教育就学奨励費に関する事務で主務省令で定めるものに基づき特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に係る事務であつて教育委員会規則で定めるもの</p> <p>二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるもの</p>

<p>附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この条例は、平成三十年四月一日から施行する。</p> <p>(情報政策課)</p>	<p>務省令で定めるものに基づき知事等が支給する高等専門学校等就学支援金の支給に係る事務であつて教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であつて教育委員会規則で定めるもの</p>
--	---	--

福島県条例第七十八号
福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例
 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十一年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。
 別表第二中「会津坂下町 湯川村」を「湯川村 泉崎村」に改める。
 別表第三中「猪苗代町」を「猪苗代町 会津坂下町」に、「西郷村 泉崎村」を「西郷村」に改める。
附則
 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
 (自然保護課)

福島県条例第七十九号
福島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
 福島県生活環境の保全等に関する条例（平成八年福島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
附則
 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県生活環境の保全等に関する条例第九十八条の二第五項各号に掲げる規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては福島市長が処分その他の行為を行うこととなるものは、施行日以後における福島県生活環境の保全等に関する条例の適用については、福島市長がした処分その他の行為とみなす。
 （水・大気環境課）

福島県条例第八十号

福島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

福島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年福島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改める。

附則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（一般廃棄物課）

福島県条例第八十一号

福島県浄化槽法施行条例の一部を改正する条例

福島県浄化槽法施行条例（平成十一年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（一般廃棄物課）

福島県条例第八十二号

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例の一部を改正する条例

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成十五年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条を次のように改める。

（適用除外）

第六十六条 この条例の規定は、福島市、郡山市及びいわき市の区域においては、適用しない。

附則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（産業廃棄物課）

福島県条例第八十三号

福島県国民健康保険条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 国民健康保険運営協議会（第三条―第八条）
- 第三章 国民健康保険給付費等交付金（第九条―第十一条）
- 第四章 国民健康保険事業費納付金（第十二条―第二十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 県が行う国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）に基づく国民健康保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「施行令」という。）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）及び国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百一十一号。以下「納付金等省令」という。）において使用する用語の例による。

（設置）

第三条 法第十一条の規定に基づき、知事の附属機関として福島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第四条 協議会は、委員十一人で組織する。

（委員の定数）

第五条 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人
- 四 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 二人

（会議）

第六条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第七條 (庶務)

協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

第八條 (委任)

この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第三章 国民健康保険給付費等交付金

(国民健康保険給付費等交付金の交付)

第九條 県は、法第七十五条の二第一項並びに算定政令第六条第二項及び第三項の規定に基づき、国民健康保険給付費等交付金を交付する。

(国民健康保険給付費等交付金の種類)

第十條 国民健康保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 普通交付金は、算定政令第六条第二項に掲げる事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

一 算定政令第四条第三項の規定により、国が災害その他特別の事情がある市町村が属する県に交付する特別調整交付金の額のうち、県内の当該市町村の災害その他特別の事情に応じて交付する額

二 法第七十二条第三項の規定により、国が市町村の取組を支援するため交付する額のうち、県内の当該市町村の取組に応じて交付する額

三 法第七十二条の二第一項の規定により、毎年度県が繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、県内の市町村の交付に充てる額

四 法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額及び法第七十二条の五第二項の規定により県が一般会計から県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合計額のうち、県内の当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

(委任)

第十一條 この章に定めるもののほか、国民健康保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第四章 国民健康保険事業費納付金

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第十二條 県は、年度ごとに各市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、知事が定めるところにより、当該市町村に対して通知するものとする。

2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、納付金等省令及びこ

の条例で定めるところにより算定するものとする。

(医療費指数反映係数)

第十三條 医療費指数反映係数は、零から一までの範囲内において、知事が定める数とする。

2 知事は、医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。

(年齢調整後医療費指数)

第十四條 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第一号に掲げる値とする。

2 前項の規定にかかわらず、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、年齢調整後医療費指数を、算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第三号に掲げる値とすることができる。

3 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第三号イの規定により条例で定める区域内市町村群において共同して負担する部分は、一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額(当該療養(施行令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。)につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分とする。

(一般納付金所得係数)

第十五條 一般納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときはこの限りではない。

一 県に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第一号に掲げる額

二 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第二号に掲げる額

(一般納付金所得等割合)

第十六條 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第十七條 一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第九条第七項第二号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第十八條 一般納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内におい

て知事が定める数とする。

第十九条 (後期高齢者支援金等納付金所得係数)

後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があるとき知事が認めるときはこの限りではない。

一 県に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第一号に掲げる額

二 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第二号に掲げる額

第二十条 (後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

第二十一条 (後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十条第五項第二号に掲げる数とする。

第二十二条 (後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

第二十三条 (介護納付金納付金所得係数)

介護納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があるとき知事が認めるときはこの限りではない。

一 県に係る算定政令第十一条第三項第一号に掲げる額

二 算定政令第十一条第三項第二号に掲げる額

第二十四条 (介護納付金納付金所得等割合)

介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条第四項第一号に掲げる数とする。

第二十五条 (介護納付金賦課被保険者数等割合)

介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条第五項第二号に掲げる数とする。

第二十六条 (介護納付金被保険者均等割指数)

介護納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

第二十七条 (委任)

この章に定めるもののほか、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例(平成十七年福島県条例第十七号)

二 福島県国民健康保険運営協議会条例(平成二十九年福島県条例第十一号)

(福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に交付されている廃止前の福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例第一条に規定する福島県国民健康保険調整交付金については、同条例の規定は、なおその効力を有する。

(会議の招集の特例)

4 この条例の施行後最初に開催される協議会の会議は、第六条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(準備行為)

5 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(国民健康保険課)

福島県条例第八十四号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例(平成二十六年福島県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

本則の表福島市の項を削る。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(社会福祉課)

福島県条例第八十五号

福島県栄養士法施行条例の一部を改正する条例

福島県栄養士法施行条例(平成十二年福島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「事務は」の下に「福島市」を加える。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(健康増進課)

福島県条例第八十六号

福島県原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年福島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「事務は」の下に、「福島市」を加え、本則第十二号中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改め、本則第十三号中「第六条第三項」を「第七条の二第三項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、本則第十二号及び第十三号の改正規定は、公布の日から施行する。

（健康増進課）

福島県条例第八十七号

福島県医療法施行条例の一部を改正する条例

福島県医療法施行条例（平成十一年福島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号及び第二項中、「無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同条第三項中、「無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの」を削る。

第十一条中「事務は」の下に、「福島市」を加え、同条第九号中「郡山市の区域内の病院と郡山市の区域外の病院、診療所又は助産所を併せて管理する場合及びいわき市の区域内の病院」といわき市の区域外の病院、診療所又は助産所を「福島市の区域内外の病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）を併せて管理する場合、郡山市の区域内外の病院等を併せて管理する場合及びいわき市の区域内の病院、診療所又は助産所を併せて管理する場合及びいわき市の区域外の病院、診療所又は助産所を併せて管理する場合」を「福島市の区域内外の病院、診療所又は助産所を併せて管理する場合、郡山市の区域内外の病院、診療所又は助産所を併せて管理する場合及びいわき市の区域外の病院、診療所又は助産所を併せて管理する場合」に改め、同条第十号中「郡山市の区域内の病院と郡山市の区域外の病院、診療所又は助産所を併せて管理する場合及びいわき市の区域外の病院、診療所又は助産所を併せて管理する場合」を「福島市の区域内外の病院、診療所又は助産所を併せて管理する場合、郡山市の区域内外の病院、診療所又は助産所を併せて管理する場合及びいわき市の区域外の病院、診療所又は助産所を併せて管理する場合」に改め、同条第十三号中「第四十六条の二第二項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項」を「第四十六条の五第一項ただし書、第四十六条の五第六項ただし書、第四十六条の六第一項ただし書、第五十四条の九第三項」に、「及び第五十七号中「法第五十条第三項、第五十二条第四項及び第六十条の三第四項」に改め、同条第十四号中「法第五十条第三項、第五十二条第一項」を「法第五十二条第一項、第五十四条の九第五項」に改め、同条第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十一条第十三号及び第十四号の改正規定並びに同条第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県医療法施行条例第十一条各号に掲げる事務に係る法令等（以下「法令等」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為が現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては福島市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、福島市長がした処分その他の行為又は福島市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（地域医療課）

福島県条例第八十八号

福島県死体解剖保存法施行条例の一部を改正する条例

福島県死体解剖保存法施行条例（平成十二年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「事務は」の下に、「福島市」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県条例第八十九号

福島県診療放射線技師法施行条例の一部を改正する条例

福島県診療放射線技師法施行条例（平成十二年福島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「事務は」の下に、「福島市」を加え、同条第八号中「第一条の三第一項」を「第一条の四第一項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第八号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県診療放射線技師法施行条例第二条各号に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為が現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては福島市長が処分その他の行為を行うこととなるものは、この条例の施行の日以後における法令の適用については、福島市長がした処分その他の行為とみなす。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県条例第九十号

福島県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に係る

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年福島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。
本則中「事務は」の下に、「福島市」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際福島県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例本則に掲げる事務に係るあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「法」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては福島市長が処分その他の行為を行うこととなるものは、この条例の施行の日以後における法の適用については、福島市長がした処分その他の行為とみなす。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県条例第九十一号

福島県医師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県医師法に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「事務は」の下に、「福島市」を加え、本則第三号中「第三条第一項、第四条、第五条第一項及び第六条第一項」を「第五条第一項、第六条、第八条第一項及び第九条第一項」に改め、本則第四号中「第六条第五項及び第七条」を「第九条第五項及び第十条」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、本則第三号及び第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県条例第九十二号

福島県歯科医師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県歯科医師法に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年福島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

本則中「事務は」の下に、「福島市」を加え、本則第三号中「第三条第一項、第四条、第五条第一項及び第六条第一項」を「第五条第一項、第六条、第八条第一項及び第九条第一項」に改め、本則第四号中「第六条第五項及び第七条」を「第九条第五項及び第十条」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、本則第三号及び第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

正規定は、公布の日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県条例第九十三号

福島県歯科衛生士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県歯科衛生士法に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年福島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第七条第三項」を「第六条第三項」に改め、「事務は」の下に、「福島市」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、本則中「第七条第三項」を「第六条第三項」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県条例第九十四号

福島県理学療法士及び作業療法士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県理学療法士及び作業療法士法に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「事務は」の下に、「福島市」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県条例第九十五号

福島県視能訓練士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県視能訓練士法に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年福島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「事務は」の下に、「福島市」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県条例第九十六号

福島県保健師助産師看護師法施行条例の一部を改正する条例

福島県保健師助産師看護師法施行条例（平成十二年福島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「事務は」の下に、「福島市」を加え、同条第三号中「第三条第一項及び第二項」を「第三条第一項から第三項まで」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第九十七号

福島県歯科技工士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する

条 例

福島県歯科技工士法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十七年福島県条例第百二十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「事務は」の下に、「福島市」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第九十八号

犬による危害の防止に関する条例の一部を改正する条例

犬による危害の防止に関する条例（昭和三十三年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「郡山市の場合は、郡山市」を「福島市の場合は福島市を管轄する保健所の長に、郡山市の場合は郡山市」に改める。

第七条中「郡山市」を「福島市及び郡山市」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際犬による危害の防止に関する条例第七条各号の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては福島市長が処分その他の行為を行うこととなるものは、この条例の施行の日以後における犬による危害の防止に関する条例の適用については、福島市長がした処分その他の行為とみなす。

(食品生活衛生課)

福島県条例第九十九号

福島県魚介類行商取締条例の一部を改正する条例

福島県魚介類行商取締条例（昭和四十三年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行ない」を「行い」に改める。

第六条中「よごし」を「汚し」に改める。

第七条第二号中「洗じようし易い」を「洗淨しやすい」に改め、同条第三号中「ふた」を「蓋」に改める。

第八条第六号中「登録票は、」を「登録票を」に改める。

第十二条中「規定は」の下に、「福島市」を加える。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条、第六条、第七条第二号及び第三号並びに第八条第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(食品生活衛生課)

福島県条例第一百号

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例（昭和五十五年福島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「事務は」の下に、「福島市」を加える。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例第四条各号に掲げる事務に係る法令等（以下「法令等」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては福島市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、福島市長がした処分その他の行為又は福島市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(食品生活衛生課)

福島県条例第一百一号

福島県理容師法施行条例の一部を改正する条例

福島県理容師法施行条例（平成十二年福島県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第一百二号

福島県美容師法施行条例の一部を改正する条例

福島県美容師法施行条例（平成十二年福島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第百三十三号

福島県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

福島県クリーニング業法施行条例(平成十二年福島県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「事務は」の下に、「福島市」を加え、同条第四号中「第六条第一項」の下に、「第八条」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第百四十四号

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例(平成十二年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例第二条各号に掲げる事務に係る法令等(以下「法令等」という。)のそれぞれの規定により知事とした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては福島市長が処分その他の行為を行うこととなるものは、この条例の施行の日以後における法令等の適用については、福島市長がした処分その他の行為とみなす。

(食品生活衛生課)

福島県条例第百五十五号

福島県調理師法施行条例の一部を改正する条例

福島県調理師法施行条例(平成十二年福島県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「事務は」の下に、「福島市」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福島県条例第百六十六号

福島県製菓衛生師法施行条例の一部を改正する条例

福島県製菓衛生師法施行条例(平成十二年福島県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「事務は」の下に、「福島市」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第百七十七号

福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十一年福島県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「事務は」の下に、「福島市」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(薬務課)

福島県条例第百八十八号

福島県温泉法施行条例の一部を改正する条例

福島県温泉法施行条例(平成十二年福島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「事務は」の下に、「福島市」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(薬務課)

福島県条例第百九十九号

福島県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例

福島県毒物及び劇物取締法施行条例(平成十二年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「郡山市」を「福島市及び郡山市」に、同条第二号中「第五号から第七号まで」を「第四号及び第五号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(薬務課)

福島県条例第百十号

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。
第二条中「事務は」の下に、「福島市」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（薬 務 課）

福島県条例第百十一号

福島県臨床検査技師等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県臨床検査技師等に関する法律施行条例（平成十二年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。
第二条中「事務は」の下に、「福島市」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（薬 務 課）

福島県条例第百十二号

福島県母子及び父子並びに寡婦福祉法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県母子及び父子並びに寡婦福祉法に係る事務処理の特例に関する条例（平成十一年福島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
本則中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第百十三号

福島県通訳案内士登録申請等手数料条例の一部を改正する条例

福島県通訳案内士登録申請等手数料条例（平成十二年福島県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。
題名中「通訳案内士登録申請等」を「通訳案内士法関係」に改める。
第一条を次のように改める。

（手数料の徴収）

第一条 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名 称	金 額
一 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二十号。以下「法」という。）第十八条の規定に基づく全国通訳案内士の登録の申請者	全国通訳案内士登録申請手数料	一件につき五百円
二 法第二十三条第二項の規定に基づく登録証の訂正の申請者	全国通訳案内士登録証の訂正申請手数料	一件につき四千元
三 法第二十四条の規定に基づく登録証の再交付の申請者	全国通訳案内士登録証の再交付申請手数料	一件につき四千元
四 法第五十七条において読み替えて準用する法第十八条の規定に基づく福島地域通訳案内士の登録の申請者	福島地域通訳案内士登録申請手数料	一件につき五百円
五 法第五十七条において準用する法第二十三条第二項の規定に基づく登録証の訂正の申請者	福島地域通訳案内士登録証の訂正申請手数料	一件につき四千元
六 法第五十七条において読み替えて準用する法第二十四条の規定に基づく登録証の再交付の申請者	福島地域通訳案内士登録証の再交付申請手数料	一件につき四千元

第二条を削り、第三条を第一条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年一月四日から施行する。

（福島県特例通訳案内士登録申請等手数料条例の廃止）

2 福島県特例通訳案内士登録申請等手数料条例（平成二十五年福島県条例第三十二号）は、廃止する。

3 前項の規定による廃止前の福島特例通訳案内士登録申請等手数料条例の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。
 (観光交流課)

福島県条例第百十四号

福島県旅行業登録申請等手数料条例の一部を改正する条例

福島県旅行業登録申請等手数料条例(平成十二年福島県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。
 第一条の表に次のように加える。

五 法第二十三条の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請者	旅行サービス手配業 登録申請手数料	一万五千元
---------------------------------	----------------------	-------

附 則

この条例は、平成三十年一月四日から施行する。

(観光交流課)

福島県条例第百十五号

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十二年福島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

- 別表第一中「白河市」を「いわき市 白河市 二本松市」に改める。
- 別表第二中「伊達市」を「伊達市 桑折町」に改める。
- 別表第三中「いわき市 榎枝岐村」を「榎枝岐村」に改める。
- 別表第四中「南相馬市」を「南相馬市 泉崎村」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
 2 この条例の施行の際福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例第一条各号、第二条各号及び第四条各号に掲げる事務に係る農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下「法」という。)のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においてはいわき市、二本松市、桑折町又は泉崎村(以下「いわき市等」という。)の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、いわき市等の長がした処分その他の行為又はいわき市等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(農業担い手課)

福島県条例第百十六号

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十二年福島県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。
 別表第一中「白河市」を「いわき市 白河市 二本松市」に改める。
 別表第二中「伊達市」を「伊達市 桑折町」に改める。
 別表第三中「いわき市 榎枝岐村」を「榎枝岐村」に改める。
 別表第四中「南相馬市」を「南相馬市 泉崎村」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
 2 この条例の施行の際福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例本則に規定する事務に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の規定により知事がした通知で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては、いわき市、二本松市、桑折町又は泉崎村(以下「いわき市等」という。)の長が通知することとなるものは、施行日以後における租税特別措置法の適用については、いわき市等の長がした通知とみなす。

(農業担い手課)

福島県条例第百十七号

福島県森林総合研究所旧公団事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

福島県森林総合研究所旧公団事業負担金徴収条例(昭和五十三年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

福島県森林研究・整備機構旧公団事業負担金徴収条例

第一条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第十二条第一項」を「附則第十一条第一項」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に改める。
 第二条中「独立行政法人森林総合研究所法附則第十二条第三項」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第十一条第三項」に、「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する省令」に、「第九条」を「第八条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(畜産課)

福島県条例第百十八号

福島県土地改良法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

福島県土地改良法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十三年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。
 本則第五十七号中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第一項」に改め、本則第五十八号中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（農村計画課）

福島県条例第百十九号

福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

福島県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和三十三年福島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項事業の種類欄中「災害復旧」の下に「（法第二条第二項第五号の災害復旧をいう。以下同じ。）」を加え、同項備考の欄中「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」に改め、「翌年度」の下に「の初日」を、「指定する年度」の下に「の初日」を加え、同表三の項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」に改め、「翌年度」の下に「の初日」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（農地管理課）

福島県条例第百二十号

福島県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福島県道路路占用料徴収条例（昭和四十五年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。
 別表（第二条関係）

占 用 物 件	一 法第三十二條第一項第一		占 用 料
	第一種電柱	第一種電柱	
所 在 地	単位	甲 地 （第二級地）	年 つぎ一
	乙 地 （第四級地）	丙 地 （第五級地）	
	六八〇	四四〇	
五四〇	三五〇	三〇〇	四七〇

る工作物

第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔
九二〇	四〇〇	六三〇	八七〇	四〇	長さ一メートルにつき二	長さ一メートルにつき二	一個につき一	一個につき一	一個につき一	一個につき一	表示面積一平方メートルにつき一
九二〇	四〇〇	六三〇	八七〇	四〇	二	二	三九〇	二四〇	七九〇	三三〇	一、七〇〇
七三〇	三二〇	五〇〇	六九〇	三二	三	二	三一〇	一九〇	六三〇	二七〇	九六〇
六三〇	二七〇	四四〇	六〇〇	二七	三	二	二七〇	一六〇	五四〇	二三〇	六七〇

		六 政令第七号に掲げる物件		その他のもの	
祭礼、その他	旗ざお	標識	看板(アーチであるものを除く。)		その他のもの
			一時的に設けるもの	一時的に設けるもの	
その面	一本につき一月	一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一月	積一平方メートルにつき一月
	一七〇	六三〇	一、七〇〇	一七〇	一七〇
	九六	五〇〇	九六〇	九六	九六
	六七	四四〇	六七〇	六七	六七

九 政令第七号第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	八 政令第七号第三号に掲げる施設	七 政令第七号第二号に掲げる工作物	アーチ		幕(政令第七号第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	
			その他	車道を横断するもの	その他	一時的に設けるもの
積一平方メートル	積一平方メートルにつき一年	積一平方メートルにつき一年	積一平方メートルにつき一月	積一平方メートルにつき一月	積一平方メートルにつき一月	積一平方メートルにつき一日
Aに〇・〇三四を乗じて得た額	七九〇	八七〇	一、七〇〇	一七〇	一七	
	六三〇	四八〇	九六〇	九六	一〇	
	五四〇	三四〇	六七〇	六七	七	

十二 政令 第七条第 九号に掲 げる施設	建築物	その他のもの			上空に設けるもの	十一 政令 第七条第 八号に掲 げる施設	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下(当該路面下の 地下を除く。)に 設けるもの	十 政令 第七条第六号に掲げる 仮設建築物及び同条第七号に 掲げる施設	
		階数が 二のもの	階数が 三以上 のもの	階数が 一のもの					
占用面 積一平 方メー トルに つき一	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じて得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	七九	占用面 積一平 方メー トルに つき一	月 つき一
Aに〇・〇	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じて得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	六三		
Aに〇・〇	Aに〇・〇 二四を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じて得た額	Aに〇・〇 二四を乗じ て得た額	五四		

十六 政令 第七条第 十三号に 掲げる施 設	トンネルの上又は 高速自動車国道若 しくは自動車専用 道路(高架のもの に限る。)の路面 下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	十五 政令 第七条第十二号に掲 げる器具	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	十三 政令 第七条第 十号に掲 げる施設 及び自動 車駐車場	建築物	その他のもの
占用面 積一平 方メー トルに つき一	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じて得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じて得た額	Aに〇・〇 二四を乗じて得た額	一二を乗じ て得た額
Aに〇・〇	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じて得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じて得た額	Aに〇・〇 二四を乗じて得た額	一四を乗じ て得た額
Aに〇・〇	Aに〇・〇 二四を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じて得た額	Aに〇・〇 二四を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二四を乗じて得た額	Aに〇・〇 二四を乗じて得た額	一七を乗じ て得た額

別表備考4中「当該電話柱を設置するもの」を「当該電話柱を設置する者が設置するもの」に、「電話柱のうち電話柱のうち」を「電話柱のうち」に改め、同表備考8中「一平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」

ル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

(道路計画課)

福島県条例第二百一十一号

福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

福島県都市計画法施行条例(平成十一年福島県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改める。
第十条中「福島市」を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(都市計画課)

福島県条例第二百二十二号

福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成二十九年福島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項の改正規定中「会津若松市」を「福島市、会津若松市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画課)

福島県条例第二百二十三号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例(昭和五十四年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表電柱、電話柱、支柱、支線の項中「四三〇円」を「四四〇円」に改め、同表変圧塔の項及び送電塔の項中「七七〇円」を「七九〇円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの項中「三三〇円」を「三四〇円」に、「四六〇円」を「四七〇円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同表公衆電話所の項中「七七〇円」を「七九〇円」に改め、同表標識の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表工事用板囲い、足場、詰所その

他の工事用施設の項及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場の項中「一九〇円」を「二七〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県都市公園条例第九条第一項の規定により納入すべきであった使用料については、なお従前の例による。

(まちづくり推進課)

福島県条例第二百二十四号

福島県農住組合法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例

福島県農住組合法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十一年福島県条例第七十七号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(まちづくり推進課)

福島県条例第二百五号

福島県土地区画整理法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例

福島県土地区画整理法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十一年福島県条例第七十九号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(まちづくり推進課)

福島県条例第二百二十六号

福島県都市再開発法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例

福島県都市再開発法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十一年福島県条例第八十号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(まちづくり推進課)

福島県条例第二百二十七号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の十三の表中「第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域、田園住居地域」に改める。

第四十七条の九の表八の項中「(法第八十七条第二項若しくは第三項又は法第八十八条第二項において準用する場合を含む。) 又は第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書又は第十四項ただし書(法第八十七条第二項若しくは第三項又は法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同表十一の項、十二の項、二十一の項、二十八の項、三十六の項及び四十七の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。
 第四十七条の十三中「(法第八十七条第二項及び第三項並びに法第八十八条第二項において準用する場合を含む。) 及び第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書及び第十四項ただし書(法第八十七条第二項及び第三項並びに法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

附則第二項各号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四十三条の十三の表、第四十七条の九の表及び第四十七条の十三の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第二百二十八号

福島県宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例

福島県宅地造成等規制法施行条例(平成十二年福島県条例第四百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第二百二十九号

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「限る」の下に「。以下同じ」を加える。

第三条(見出しを含む。)中「病院」を「センター、病院」に改める。

〔福島県立

福島県ふ

タ

福島県

センター

福島県

センター

興診療

別表第一中 「福島県立大野病院 福島県立大野病院附 属ふたば復興診療所」

福島県立大野病院

福島県立大野病院附

属ふたば復興診療所

双葉郡大熊町大字下野上字大野

双葉郡檜葉町大字北田字中満

を

福島県

センター

興診療

大野病院 双葉郡大熊町大字下野上字大野
 たば医療セン 双葉郡富岡町大字本岡字王塚
 ふたば医療セ 双葉郡富岡町大字本岡字王塚
 附属病院 双葉郡富岡町大字本岡字王塚
 ふたば医療セ 双葉郡富岡町大字本岡字王塚
 附属ふたば復 双葉郡檜葉町大字北田字中満

別表第二第一号中

「ア 高齢者にあつては、高齢者療養費用算定基準
 及び高齢者食事療養費用算定基準により算定し
 た額」
 「ア 高齢者にあつては、高齢者療養費用算定方法及び食事療養費用算定基準により算定した額」

「ア 高齢者
 及び高
 した額」
 法及び
 イ 介護
 サービ
 ス費用

者にあつては、高齢者療養費用算定基準
 齢者食事療養費用算定基準により算定し
 その他の者にあつては、療養費用算定方
 食事療養費用算定基準により算定した額」に改め、同表中備考七を備考九とし、備考六
 の提供を受ける者にあつては、指定居宅
 ス費用算定基準及び指定介護予防サービ
 算定基準により算定した額」
 六 この表において「指定居宅サービス費用算定基準」とは、介護保険法第四十一
 条第四項の規定により厚生労働大臣が定める基準をいう。
 七 この表において「指定介護予防サービス費用算定基準」とは、介護保険法第五
 十三条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準をいう。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条及び別表第二の改正
 規定は、公布の日から施行する。

(病院経営課)

福島県条例第三百三十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年福島県条
 例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

第四条第一項第一号本文中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」

に改める。

第七条第一項の表中「及び第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第十九条の二第三号の表地域の欄中「商業施設」を「商業地域」に改める。

第二十条中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十九条の二第三号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(生活安全企画課)